

2025年1月8日

M & A 専門チーム立ち上げについて

2017年10月に経済産業省が「中小企業・小規模事業者の生産性向上について」の中で、「中小企業の事業承継が進まなければ、2025年頃までに累計で約650万人の雇用が失われ、GDPは約22兆円が失われる可能性がある」と公表したことで、事業承継の問題が注目されるようになりました。

この課題に対応するため、当行では、株式永久保有型事業承継（注1）やM&Aなど、様々な事業承継スキームを提供することで、事業承継問題の解決を行ってまいりました。

これまでは、当行営業エリア内での事業承継問題の解決を図ってまいりましたが、お客さまからの要望として同営業エリア内以外の地域へ承継したいとのご意見も多数頂戴いたしましたので、全国の企業ともM&Aを通して事業承継ができる支援チームとして、M&A専門チームを立ち上げました。

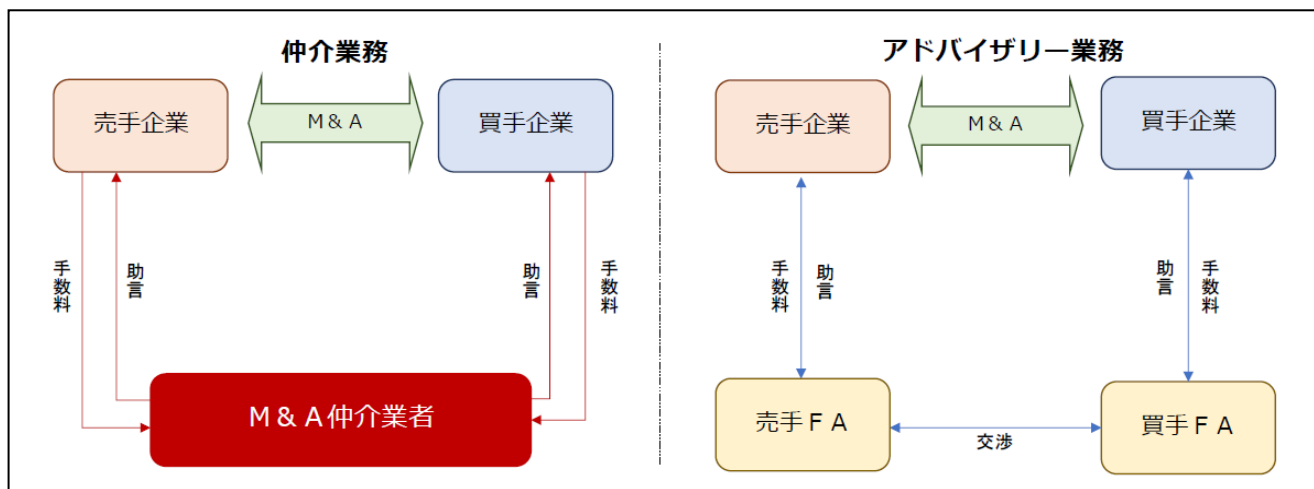
近年、M&A仲介による事業承継でのトラブルが聞かれますが、当行は、仲介業務（注2）は行わず、事業譲渡側（売手）か事業譲受側（買手）のどちらかのFA（ファイナンシャルアドバイザー）としてのアドバイザリー業務（注3）のみを行っており、事業譲渡側（売手）か事業譲受側（買手）のどちらかのみにも助言を行いますので、安心して事業承継・M&Aのご相談ができる体制としております。一方で、仲介業務をご希望のお客さまにつきましては、ビジネスマッチングにより、M&A仲介業者をご紹介できる体制も整えております。

当行は、今後も様々な手法により、社会課題である事業承継問題の解決に取り組んでまいります。

注1 株式永久保有型事業承継とは、当行の関係会社（C-BES）により株式を永久保有し経営参画し承継する方法

注2 仲介業務とは、同一のアドバイザーが売手と買手の間に立ち、交渉の仲介を行うこと

注3 アドバイザリー業務とは、売手もしくは買手のどちらかと個別に契約を結ぶ、一方のみの助言業務



《本件のお問合せ先》
コンサルティング本部 金融コンサルティンググループ 永松
Tel 0942-32-5460